

令和3年1月4日

報道各位

敦賀市福祉保健部健康推進課

不妊治療費補助金の拡充について

本市におきましては、不妊治療を受ける方の経済的負担を軽減するため、体外受精及び顕微授精に係る特定不妊治療費、人工授精等に係る一般不妊治療費、不育症治療費に対する補助を行っております。

この度、さらなる経済的負担の軽減を図るため、不妊治療費補助金の内容を拡充しますので、お知らせいたします。

記

1 対象となる治療法

特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）

2 拡充内容（太字下線部分）

項目	拡充後	現行
初回	20万円	20万円
2～3回目	<u>20万円</u>	15万円
4～6回目	<u>39歳以下20万円</u> 40～42歳10万円	39歳以下15万円 40～42歳10万円
7回目以降	10万円	10万円
所得制限	<u>撤廃</u>	有
事実婚	<u>対象</u>	対象外

3 その他

令和3年1月1日以降に終了した治療を対象とする。

◇<問合先>

敦賀市福祉保健部健康推進課

TEL 25-5311（内線 83-34）

担当 山本晴美